



鎌倉市個人情報保護審議会

第19号

平成9年7月4日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会

会長 金子正史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について

(答申)

平成9年6月11日付け鎌地情第18号をもって諮問がありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項・2項・3項に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。

1 諮問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮問を要しないものであるが、諮問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。

2 今回の電子計算機による個人情報の処理は、情報掲載依頼をした個人の情報及び実施機関が掲載を必要と認め、本人が承諾した個人の情報を、市が開設するインターネットホームページに掲載するものである。

従って、ホームページへの掲載は、個人情報の保有者本人が掲載を承諾していることが前提であるが、当該本人以外の個人に関する情報が掲載される場合については、最大限の配慮を行い、条例の目的である個人の権利・利益の侵害が生じないように、慎重な対応に心掛けること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく諮問事案

番号	業 務 名	業 務 の 概 要	業務主管課名	導入年度
1	インターネット活用システム (鎌倉市ホームページ)	<p>◎市開設のホームページへの掲載依頼があった情報で実施機関が了承した個人情報の提供</p> <p>◎市開設のホームページへ掲載し、公表する必要があると実施機関が判断した情報で本人が了承した個人情報の提供</p>	地域情報推進課	平成9年度